

医療保険のしおり

平成28年度指導における指摘事項 No. 1

平成28年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

第1 診療に係る事項

1 診療録

(1) 傷病名

- ①診療録とレセプトの傷病名が異なる例が認められたので改めること。
 - ②傷病名について、転帰が記載されていない例及び整理が行われていない例が認められたので、改めること。
 - ③傷病名を重複して付与している例が認められたので改めること。
 - ④傷病名の記載漏れが認められたので改めること。
 - ⑤検査の査定を防ぐ目的でつけられた医学的な診断根拠のない傷病名（レセプト病名）が認められたので改めること。
- (2) 自覚症状、他覚所見等必要事項の記載が乏しい例、または記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 診療録を更新する際、既往歴・病歴等の転記がないものが認められたので改めること。
- (4) 診療内容が判読困難な例が認められたので改めること。
- (5) 診療録の記載に際し、欄外に記載している例が認められたので改めること。
- (6) 初診料や再診料を算定する場合は、その旨を診療録に記載すること。
- (7) 適切な保険請求の観点から、診療録には告示で示している点数名称を正しく記載すること。
- (8) 自由診療と保険診療の診療録が区別されていない例が認められたので改めること。

2 基本診療料

- (1) 患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、慢性疾患等明らかに同一の疾病で受診した場合に、初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (2) 時間外加算は、休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日（中国四国厚生局長に対して届け出を行っている休診日）とした日に診療した場合に算定できるが、未届出日を休診日として算定している例が認められたので改めること。
- (3) 外来管理加算について、問診、身体診察結果や患者に説明した病状・療養上の注意点の記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (4) 地域包括診療加算の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ①患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、当該患者に処方されている医薬品全てを管理し、診療録に記載すること。
 - ②健康診断や検診の受診勧奨を行い、その結果等を診療録に記載すること。

(5) 入院診療計画書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①参考様式で示されている項目を全て網羅していない。

・本人、家族の署名欄が無い。

3 医学管理等

(1) 特定疾患療養管理料

①管理内容の要点の診療録への記載が画一的であるので改めること。

②管理内容の要点の診療録への記載が希薄である例が認められたので改めること。

(2) 特定薬剤治療管理料

①薬剤の血中濃度及び治療計画の要点について、診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(3) 悪性腫瘍特異物質治療管理料

①治療計画の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

②検査結果及び治療計画の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(4) 難病外来指導管理料について、指導計画及び診療内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

(5) 診療情報提供料（I）

①算定に際し、患者又は紹介先の機関に交付した文書の写しを診療録に添付すること。

②算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。

・同一月に同一の患者について、同一の紹介先の保険医療機関に対して、2回算定している。

(6) 薬剤情報提供料

①薬剤情報を提供した旨を診療録に記載すること。

4 在宅医療

(1) 在宅患者訪問診療料

①在宅患者訪問診療料について、算定要件を満たしていない次の例が認められたので改めること。

・患者または家族の署名付きの訪問診療に係る同意書を作成していない

・訪問診療の計画及び診療内容の要点の記載がない

・診療時間（開始時刻及び終了時刻）、診療場所について診療録に記載がない

②患者又は家族の署名付きの訪問診療に係る同意書を診療録に添付すること。

(2) 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料

①算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。

・在宅療養計画及び説明の要点の診療録への記載が希薄である。

・施設入居時等医学総合管理料を算定すべきところ、在宅時医学総合管理料を算定している。

・院外処方せんを交付しているにもかかわらず、注2の加算（処方せんを交付しない場合）を算定している。

(3) 次の在宅療養指導管理料の算定に際し、在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

①在宅酸素療法指導管理料

②在宅寝たきり患者処置指導管理料

(4) 在宅自己注射指導管理料

①次の算定誤りが認められたので改めること。

- ・「1以外の場合 イ 月27回以下の場合」で算定すべきところ、「1以外の場合 ロ 月28回以上の場合」で算定